

令和5年7月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和5年7月31日（月）午後1時30分から午後4時30分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 23人

1番	小林	康基	2番	中條	幸雄
3番	柳澤	一向	4番	武井	茂善
5番	中川	敦	6番	久保	節夫
7番	太田	辰男	8番	河西	穂高
9番	丸山	茂実	10番	矢嶋	壽司
11番	窪田	英明	12番	塩原	秀俊
13番	田中	悦郎	14番	細江	弘光
15番	塩原	俊昭	16番	河野	徹
17番	濱	博	19番	橋本	実嗣
20番	倉科	孝明	21番	塩原	至
23番	二村	喜子	25番	林	昌美
26番	瀧澤	和子			

(2) 推進委員 16人

推1番	西村	博	推2番	中野	千尋
推3番	大澤	好市	推4番	梶原	知子
推5番	松田	和久	推6番	赤羽	武史
推7番	平林	哲	推8番	松下	秀一
推9番	田中	武彦	推10番	中平	茂
推11番	田中	孝人	推12番	堀内	俊男
推13番	北野	喜八	推16番	齋藤	知彦
推17番	中澤	一海	推18番	奈良澤	治

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人

18番	齋藤	勝幸	22番	三村	晴夫
24番	上條	信太郎			

(2) 推進委員 2人

推14番	山崎	和男	推15番	長崎	作夫
------	----	----	------	----	----

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第82号～第85号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……………（議案第86号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第87号～第92号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第93号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第94号～第98号）

カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

……………（議案第99号～第102号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第5条の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 令和5年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について
- イ 松本農業振興地域整備計画の総合見直しについて
- ウ 令和5年度全国農業新聞の普及推進について

(2) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

(1) 農地利用最適化の推進に関する情報交換

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	村山 育朗
	//	局長補佐	川村 昌寛
	//	局長補佐	中野 由佳
	//	主 任	麻生 沙絵
	//	主 事	田中 瑞恵
	//	主 事	加藤 悠紀
	農 政 課	課長補佐	板花 賢治
	//	係 長	中澤 史郎
	//	主 事	城生 涼風
	松本農業農村支援センター	課長補佐	寺戸久美子

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 25番 林 昌美 委員

26番 瀧澤 和子 委員

〔書記〕 川村局長補佐、中野局長補佐

13 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、議案第82号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。
議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。
今回の議案は新規就農者の掲載がありませんので、農政課から議案の説明をお願いします。
城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生と申します。よろしく申し上げます。
今回特記事項はありませんので、議案の説明のほう、入らせていただきます。
着座にて失礼いたします。
別冊資料1ページ目をご覧ください。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第82号になります。
合計のみ申し上げますので、9ページ目をご覧ください。
合計申し上げます。
一般、筆数42筆、貸付け24人、借入れ22人、面積5万4,900平米。
所有権の移転、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積7,829平米。
第18条2項の6号関係、筆数5筆、貸付け2人、借入れ2人、面積4,847平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数67筆、貸付け40人、借入れ1人、面積10万3,709.08平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数63筆、貸付け1人、借入れ28人、面積9万9,012.08平米。
合計、筆数180筆、貸付け69人、借入れ55人、面積27万297.16平米。
当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数82筆、面積12万1,348平米、集積率は76.44%です。
議案第82号は以上になります。

議長 ご苦労さまでした。
ただいまの説明に対しまして全委員の皆さんにお伺いします。質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に行います。
議案第82号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の

挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第83号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法
第31条、議事参与の制限の規定により、太田委員には退室をお願いいた
します。

(太田農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第83号です。
10ページ目をご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積376平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第83号は以上です。

議長 全ての委員の皆様から質問、ご意見あったらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第83号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第84号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には
退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 議案第84号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,375平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第84号は以上です。

議 長 それでは、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第84号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第85号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、倉科委員には
退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 議案第85号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,946平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第 85 号は以上です。

議 長 委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第 85 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 86 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきこと
を要請する件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いいたします。
早速、続けて別冊 11 ページをご覧ください。
それでは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件、議
案第 86 号について、一番下の合計欄のみ申し上げます。
集積、人数 6 名、筆数 11 筆、権利設定面積 1 万 7, 734 平米に対して
配分、人数 3 名です。
以上の案にて令和 5 年 8 月公告分の農用地利用集積等促進計画を農地中間
管理機構へ要請いたします。
議案第 86 号については以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第 86 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第87号から92号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、6件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

それでは、総会1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

着座にて失礼いたします。

議案第87号は、農業経営移譲のため、所有権を移転するものです。なお、農業経営世帯内での所有権移譲のため、贈与面積と受人経営面積は同じ内容となっております。

議案第88号は、隣接農地との一体利用のため、所有権を移転するものです。

議案第89号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第90号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

2ページをお願いいたします。

議案第91号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。参考資料として、新規就農者、〇〇〇〇さんの資料を本日お配りした参考資料に掲載しています。

議案第92号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

以上6件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、地元の委員の方から意見ををお願いします。

87号、島内にありますので、河野委員、をお願いします。

河野農業委員

87号ですが、4筆ありますが、下の3筆は1枚の田になっております。それで、それぞれ水田が耕作されており、適法な状態であったと。内容的には、旦那さんから奥さんへ贈与をするという内容でございます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、88号、89号、矢嶋委員、をお願いします。

矢嶋農業委員

まず、88号でありますけれども、場所は奈良井川の小俣橋から西へ300メートルくらい行った少し北側に位置します。この場所については、所有者がもう千葉県に住んでいるということで、もともとこの〇〇さんって

いう方が借りて作っていたということでありまして、耕作がその〇〇さん自身ができないものですから、売りたいということでありまして、ちょうど〇〇さんの土地の所有している土地のすぐ横に隣接する土地ということでもありますので、原新田からは距離3キロくらいということ、〇〇さん自身は91歳ということ、高齢でありますけれども、次女の方も一緒に耕作をするということでもありますので、お認めをいただきたいというふうに思います。

それから、89号でありますけれども、農地の売買ということで、〇〇さんは東京に現在、在住ということで、今までも〇〇さんが耕作をしていたということでもありますけれども、どうも後継者がいらっしやらないといえますか、〇〇さんは土地の所有者の娘さんということで、相続によって土地を取得してありますけれども、なかなか管理ができないということもありまして、〇〇さんに売りたいと。〇〇さん自身は、笹賀の中核農家ということでもありますので、こちらのほうも特に問題ないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、90号、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員

90号ですが、7月26日に〇〇〇〇さんのお宅を訪ねて、話を聞いてきました。また、この日に現地を確認させていただきました。当該農地ですけれども、〇〇〇〇さんの家のすぐ隣にある農地でありまして、20数年来、〇〇〇〇さんが耕作をしていたそうです。それで、〇〇〇〇さんも今、93歳ということ、高齢のために耕作ができないものですから、売りたいという話が出てきて、〇〇さんのほうでその農地を買うという話になりましたので、特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、91番、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

今回、〇〇〇〇さんの宅地に隣接します農地及び県道を挟んだ対面側にもう1筆ありまして、合わせて2筆、627平米を〇〇〇〇さんから売買により所有権移転を行うものです。場所は中塔の集落のスクールバスの終点があるんですけれども、そこから北へ50メートルほどの主要地方道塩尻鍋割穂高線、地図では山麓線というふうに書いてありますけれども、それと松本市道に挟まれた集落内の一角にあります。〇〇さん、9年ほど前に東京から移住されておまして、現在居住されている宅地を購入されています。当該の農地も、宅地と併せて〇〇さんから譲り受けたという希望がありまして、今般、法改正を受けまして、小面積の農地を売買により取得するということが可能になったものですから、その手続を行うというものであります。内容としては家庭菜園でありますので、面積としては適当であると思いますし、特段の問題ないため、許可は適当ではないかと考え

ております。

新規就農者の関係も併せて報告いたしますけれども、7月の上旬にお会いいたしまして、お話を聞きました。お仕事は建築設計士をされているそうですけれども、9年ほど前からもうこちらに住んでおまして、実際、〇〇さん自身はご近所にお住まいではないため、〇〇さんが実質上管理を行ってきたという経過がございますので、家庭菜園としての利用ということでもありますので、これにつきましても特段問題ないと思っておりますので、新規就農というよりは、私のイメージとしては、宅地と併せてせんぜ畑を手に入れて扱っていくんだよということになろうかと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
92号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 92号につきまして、場所は波田の東保育園の南側でございます。この方につきましては、親の相続のときに兄妹、兄と妹2人に共有したんですが、その3人につきましては、今、県外におりまして、また高齢ということで、1人波田に残りました〇〇〇〇さんに贈与ということで、農地保全のために仕方がないかなと思っております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
全体を通じまして質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、6件について、一括して集約いたします。
農業委員会の方にお伺いいたしますが、議案第87号から92号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第93号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 農業委員会事務局、加藤でございます。
では、議案書の4ページをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

議案第93号、転用目的、住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

この案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

今井ですので、先日、田中武彦委員と2人で現地を確認してまいりました。〇〇〇〇さん、中核農家で頑張っている方で、お子さんが帰ってきて一緒に農業をやるということで、その敷地の中には、昔、畜産を飼っていたらあったそのときの名残の畜舎があるということですので、そういう前提を踏まえまして現地を確認した中で、やむを得ないというふうに判断をいたしました。

現地を見ていただいた塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 ただいま会長さんがおっしゃったとおりに、やむを得ないかなと思います。

以上です。

議 長

全体を通しまして質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法4条の規定による案件、1件について集約いたします。

農業委員の方にお伺いいたしますが、議案第93号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第94号から98号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第94号、転用目的、砂利採取で、一時転用となります。

議案第95号、転用目的、一般飲食店です。

議案第96号、転用目的、建て売り住宅です。

議案第97号、転用目的、住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第98号、転用目的、住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。また、一般基準等の要件を満たしていると判断しています。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、地元の委員の方のご意見を伺います。

94号、新村でありますので、細江委員、お願いします。

細江農業委員

94号ですけれども、先日、中平委員と一緒に場所を見てまいりましたけれども、場所は筑摩高校の西の辺りに当たります。田んぼが5枚、砂利採取ということで、一時転用ということです。今までの経過見ますと、致し方ないということでした。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、95号と96号、田中武彦委員と現地を確認してまいりました。両筆とも、周りの農地に関する影響はほとんどない。また、事由についても。やむを得ないというようなことの中から、了解したいと思いますので、お願いいたします。

97号について、久保委員、お願いします。

久保農業委員

先月説明いたしました例のドッグランの件の追加でありますので、これはもうやむを得ないと思います。お願いします。

議長

98号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

先ほど91号の議案の案件で説明した場所と同じところになるんですけれども、当該の農地は、東側が市道、西側が県道に挟まれておりまして、写真見ていただきますと、下の写真ですけれども、真ん中右ほどに垣根のような状態のものがありまして、この右側の奥が〇〇さんが今度手に入れる農地になるんですけれども、こちらへ入るためには、この車の今、止まっているところに入って行かなければ通行できないような状態になっております。右の手前は別の方の農地ということなんですけれども、購入されたり、宅地を購入されたりした時点では、もう既にこういった形で以前の所有者の方が使われていたということがありまして、これは追認案件としてやむを得ないかなというふうに判断しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた委員の方にご意見を伺うわけですが、94、95号を塩原至委員、96号から瀧澤委員にお願いします。
では、塩原委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 94の新村の関係であります、採石のことで一時転用ということで、やむを得ないかなと思います。
95の今井の一般飲食店ということで、今井地区はあまり飲むところがない。地域の方々の交流ができる場所であればよいかなと思いますので、会長さんの言うとおりの、やむを得ないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
では、瀧澤委員、お願いします。

瀧澤農業委員 96号であるんですけども、南が道路で、北が竹林で、東西両隣になるところは、もう既に家が建たっているところで、宅地として十分に生かされるところだろうと思ひました。
97は、先月のときにドッグランの話が出たその場所です。該当するところは、形状といい面積といい、下に下水の水槽が埋まっているところで、何とも使いでのないところで、もうこれは仕方のないことだと思ひました。
98の〇〇さんと〇〇さんの土地も、先ほど倉科さんからも詳しい説明がありましたけれども、この2人、何かとても関係が深くて、長くて、〇〇さんっていう方は、法律が改正されたり、道路が舗装されたり、拡張されたり、いろいろな変更があるたびに、とても段階ずつ手続をきちんとやっておられる方で、私はもうそのとおりで思ひました。

議長 ありがとうございます。
全体を通しまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、5件について集約いたします。
農業委員の皆さんに伺いますが、議案第94号から98号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することを決定いたします。

続きまして、議案第99号から102号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

では、次に総会資料7ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

着座にて失礼します。

ご説明の前に、資料についておわび申し上げます。

8ページ、議案第101号の〇〇さんのお名前ですが、すみません、〇〇の「〇」とありますが、正しくは〇〇の「〇」の字となります。〇〇〇さんという方になります。内容に誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。

それでは、すみません、7ページにお戻りいただきまして、議案第99号、宮渕本村にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

続きまして、議案第100号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

8ページに行ってくださいまして、議案第101号、笹賀にお住まいの〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第102号、大村にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。

99号、小林委員、お願いします。

小林農業委員

99号、〇〇さんの件ですけれども、この28日に現地確認ということで見てまいりました。ご案内のように、地番どおり本村〇〇〇-〇、〇〇〇ということで、この土地がほぼ集約をされておりました。特に田んぼについては耕作をされていて、一部畑というようなことで、きれいに整備をされていましたが、前半の畑という部分なんですけれども、これはご自宅に近いところで、奥さんが主体的に夏野菜をやっておいでということでございましたけれども、今年のような気候の中では、草が大変だなというようなことでございました。ご主人も近々退職をされて、整備をされたいということによっておりましたので、お伝えをしたいと思います。

最後に、この畑2枚なんですけれども、市街地なんなんですけど、残念ながら道路がございませんでした。現状、退職されて、道路をつけて整備をされたら、もっといい用途もあるかもしれないなんて思って見てまいりました。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、100番、河野委員。

河野農業委員 100番ですが、場所は高速道路の東側になります。2筆ありますけれども、それぞれ適正に耕作をされており、証明願については問題ないかと承知しました。
 以上です。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、101番、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 地番というか、地図のほうは14ページになりますけれども、今井と笹賀両方に土地を相続によって所有されておりまして、笹賀の関係については平林委員と一緒に見てまいりました。今井の関係は田中会長に見ていただきまして、耕作がされているということでありまして、笹賀のほうは、ここに丸が右側と左側に、右側2つほどあるんですけれども、こちらのほうはセルリーを栽培してございましたし、左側のほうは、ここの集落、上小俣という地区なんですけれども、一段上の段、飛行場と同じ段になるんですけれども、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇ということ、2枚、2筆になっておりますけれども、ここはリンゴが栽培されておりましたので、証明については全く問題ないというふうに考えております。

議 長 ありがとうございました。
 それでは、102号、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 27日の午後、現地に行って、直接お話を聞いて現地を見てまいりました。場所はかりがねサッカー場の近くで、一帯はかなり平坦な、農業をやるには耕作しやすい場所だというふうに思います。それで、ここに5筆あるんですが、〇〇〇と〇〇〇、これはいずれも水田で、青々と稲の苗が茂ってございました。それから、〇〇〇-〇、ここは全体的にジャガイモが植えられていて、まだちょっと掘り起こす前のような状態でした。それから、〇〇〇〇のほうは、これは長ネギが栽培されておりました。それから、もう一つ、〇〇〇〇は、夏野菜、トマトとかキュウリとかナスとか、そういった夏野菜が栽培されていまして、いずれも農地として適正に使用されておりました。
 以上です。

議 長 ありがとうございました。
 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
農業委員の方にお伺いしますが、承認される方、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、承認いたします。
農地に関する事項の議事が終了いたしました。
報告事項に入ります。
事務局からの報告事項アからエついて一括説明をお願いします。
麻生主任。

麻生主任 では、すみません、報告事項アからエについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料9ページからご覧ください。
9ページから10ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、11件、11ページから12ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、21件、13ページから14ページ、農地法第5条の規定による届出の件、10件、15ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、3件。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これら報告については、事務局の説明のとおりご承知おきをお願いいたします。
農地に関する事項が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたしますが、2時25分に再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(休憩)

議長 議事を再開いたします。
休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項を進めてまいります。
協議事項、令和5年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更の協議に入ります。
農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。
中澤さん。

中澤（農政課）係長 松本市農政課計画担当係長の中澤と申します。よろしくをお願いいたします

す。

それでは、協議事項の令和5年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

お手元資料の令和5年度第1回農業振興地域整備計画の変更についてと記載された資料と、図面等があります変更申出位置図と記載された資料の2つを使ってご説明いたします。

それでは、松本農業振興地域整備計画の変更についてと記載されました資料の1ページをご覧ください。

1ページ、（1）変更案の概要についてご説明いたします。

今回は重要変更が22件です。内訳につきましては、農家住宅が3件、農家分家が1件、その他が18件でございます。中段の軽微変更につきましては2件、その下、内容変更につきましては1件、全体で計25件の案件をご協議いただきます。

次に、資料2ページ、次のページをご覧ください。

（2）経過でございますけれども、経過につきましては、資料に記載のとおりでございます。5月に申出を受付をいたしまして、各地区の農振協議会、現地調査、庁内調整会議等を踏まえまして、本日、農業委員会でご協議をいただくこととなっております。

今後の予定につきましても、すみません、記載のとおりでございます。来月の8月10日に農振協、市全体の農振協をやる予定となっております。概要については以上となります。

議 長

ありがとうございました。

説明がありました。

質問、意見等お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

特にないようですので、次に進みます。

続いて、変更案の協議に入ります。

最初に、農家住宅について説明をお願いいたします。

中澤係長。

中澤（農政課）係長 続きまして、それでは資料の3ページをご覧ください。

（4）番でございます。整備計画変更一覧表について、個別案件ごとに左から番号を振ってございます。すみません、一番下になりますけれども、位置図提示と書いてあるところがありますので、そこにつきましては、先ほど申しましたもう一つの資料の申出位置図のページを記載してありますので、説明に併せて地図のほうをご覧くださいと思います。

では、個別案件ごとの説明をさせていただきます。

最初に、農家住宅3件です。

資料は3ページになります。

番号1番、島立地区、申出者は自己所有地及び借地にて農業を営んでおります。家族5人で住んでいる現在の借家が手狭となったため、農業機具の管理などを考え、耕作地の近くに農家住宅を建てることとしたものです。申出地は申出者本人が所有している唯一の土地でありまして、また耕作地の周辺の土地も検討しましたが、耕作中の土地であったり、供用する面積に足りなかったことから、耕作地に近く、周辺農地への影響が軽微である申出地が選定されました。

以上、農家住宅として、田、1,079平米中475平米を農振除外し、分筆、転用するものでございます。

番号2番、和田地区、申出者は現在、市内の持家に住んでいますが、居住地が中部縦貫自動車道の、松本波田道路ですね。の用地となったため、現在の住居及び耕作地に近い場所への転居を計画いたしました。申出者の所有地及びほかの方の所有地等で建設地を検討いたしましたが、現在耕作中の農地であることや面積不足、またご自身の耕作地から遠いということから、申出地以外の土地では不適當であると判断し、現居住地近く及び耕作地に近く、農業に必要な設備等が確保できる広さでありました申出地を選定したものであります。

以上、住宅及び農業用施設の建設のため、敷地面積1,288平米全てを農地転用するものです。

番号3番、本郷地区になります。申出者は申出地の隣接地を平成11年に農地転用し、農家住宅を建てました。その住宅の南東の土地に農用地との認識がないまま物置を建築し、通路、駐車場として使用してきました。これらの物置は農業経営に必要であるということから、申出地の203平米を全て除外し、農地の転用を行うものでございます。

以上、農家住宅3件の説明終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農家住宅3件について説明がありました。

地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

全体の委員の皆さんで質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。

農家住宅3件、1,966平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、3件については、やむを得ないと集約いたします。
次に、農家分家について説明をお願いいたします。
中澤係長。

中澤（農政課）係長 引き続き農家分家についてご説明いたします。
農家分家は1件でございます。
資料の5ページをご覧ください。
番号でいきますと4番、梓川地区となります。申出者は現在、長女と3人でアパートに住んでおります。今後の子育てや申出者の両親が営む農業の手伝いを考慮し、実家近くに住宅を建てるのがよいと判断いたしました。申出者所有の土地がなかったため、申出者の父親の所有地及びほかの方の所有地を含めて選定した結果、最も周辺農地への影響が軽微で、実家にも近い申出地が選定されました。
以上により、農家分家として、田、2,947平米のうち299.88平米を農振除外し、分筆、転用したいとしますのでございます。
以上、農家分家1件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
倉科委員、何かありますか、補足。

倉科農業委員 特にありません。

議 長 はい。
全体の委員の方で何か質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。
農家分家1件、299.88平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、農家分家1件については、やむを得ないと集約いたします。
次に、その他について説明をお願いいたします。
中澤係長。

中澤（農政課）係長 引き続きその他についてご説明いたします。

その他につきましては、少しちょっと件数が多くて、18件で、資料は6ページからとなります。

ちょっと件数が多いんですが、18件通しでご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

番号5番、島内地区でございます。一般住宅の敷地拡張の追認でございます。申出者は、申出地に隣接する土地及び当該地に建つ住宅を申出者のお父様より相続いたしました。その後、この住宅が申出地にはみ出しているということが判明したものです。住宅は昭和57年に申請者が建てたものですが、適正な審査を経ており、またブロック塀につきましては、申出者のお亡くなりになりましたお父様が造ったものでありましたので、現状となってしまう経過等は不明でございますが、現在生活をしている場であることから、申請地である田、583平米のうち124.17平米を分筆、除外の転用をするものでございます。

続きまして、番号6番、新村地区でございます。一般住宅となります。申出者は現在、アパートにて妻と子と3人暮らしで、今後は第2子が誕生する予定であるため、現在住んでいる賃貸のアパートが手狭となっております。また、将来的な両親の介護等を考慮し、実家の近くに家を建てることによりと判断いたしました。申出者所有地及びほかの方の所有地等で検討いたしましたが、面積の不足や所有者の同意が得られず、今回最も周辺農地への影響が軽微で、実家にも近いということで、この申出地が選定されました。

以上、田、755平米のうち300平米を除外し、分筆、農地転用を行うものでございます。

番号7番、梓川地区、一般住宅の敷地拡張及び追認でございます。申出者及び土地所有者は、いずれも相続にて申出地と建物を取得しているため、当時の経緯は不明ですけれども、申出地に隣接する土地に住宅を建築した際に、申出地の一部にまたがって建築されてしまい、また一部を物置及び通路、駐車場として利用している状態でございます。現在の申請地にあります住宅及び物置については、今の生活に必要なことから、現状のまま除外するとともに、現在の駐車スペースも手狭であることから、現在畑として使われている部分を含めて、畑、94平米及び田、86平米をそれぞれ除外し、農地転用するものでございます。

番号8番、新村地区でございます。こちら、グループホームとあります。申出者は福祉事業を行う社会福祉法人です。2004年に申出地の隣地において通所型事業所、〇〇〇〇〇〇〇を開所し、運営してまいりましたが、施設利用者とそのご家族の高齢化が進む中で、グループホームの建設の要望が強く寄せられたことから、当該施設の近くにグループホームを建設することを計画いたしました。しかし、現在の敷地内ではグループホームを建設する余裕はないこと、またほかの方の所有する土地等も含めて検討しましたが、今回の申請地以外の土地では面積が小さかったり、またグルー

致して、同意が得られたものが今回の申出地であったため、当該農地を選定したものでございます。

以上により、田、2,091平米を除外し、農地転用するものでございます。

番号22番、梓川地区、通路用地の追認となります。申出者は、申出地の隣地に立地しており、境界確認のため測量を行ったところ、申出地の北の部分が申請者の土地にはみ出していたことが判明いたしました。これらの経過は、経緯等については不明でございますが、申出者、土地所有者ともに公図と一致しているものを考えて今まで使用してきたものです。申出者が業務を行うためには、今、申出地にはこの通路が必要であり、ほかに通路としてできる適当な土地がないことから、申出地である田、1,302平米のうち通路部分65平米を除外し、分筆、転用するものでございます。

以上、長くなりました。その他18件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまその他18件について説明がありました。

地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

全体で質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、集約いたします。

その他18件、3万2,859.17平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、その他18件については、やむを得ないと集約いたします。

次に、軽微変更について説明をお願いいたします。

中澤係長。

中澤（農政課）係長 ありがとうございました。

次は、軽微変更2件でございます。

資料のほうは13ページをご覧ください。

番号23、岡田地区でございます。こちらは農家レストランでございます。申出者は、約2.2ヘクタールの耕作権を有しており、うち約1.6ヘクタールでリンゴの栽培をしております。今回、リンゴのブランディングや6次産業化を通して岡田地区の果樹栽培の維持を図るために、アップルパイを主とした農家レストランの開業を計画したものでございます。自己所有地はないため、自身の耕作地及びほかの方の所有地で土地を検討したところ、耕作地に近く、農地への影響が軽微であり、安全性への懸念も最も少ない土地として今回の申出地が選定されました。

以上、農業用施設として、田、1,264平米中890.02平米を軽微変更するものでございます。

番号24番、島内地区、こちらは農業用倉庫となっております。申出者は、6万4,654平米を自耕作しております。申出者は、申出地が農地であることを認識しつつ、農業用施設であればよいであろうという誤認の下、申出地に農業用倉庫を建設してしまいました。是正のため土地を選定いたしました。申出者所有地は効率的な農地が多く、ほかの方の所有地もなかなか同意が得られなかったり、実際に面積が不足していたため、今回の申出地を選定したものでございます。現在ある違反等になっている建築物につきましては、これは農地転用までに撤去する旨の誓約書を頂いております。

以上により、農業用施設として、田、791平米を軽微変更するものでございます。

以上、軽微変更2件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

軽微変更2件について説明がありました。

地元の委員の方で何か補足説明があったら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

全体の委員の方にお伺いしますが、何か質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、集約したいと思います。

軽微変更2件、1,681.02平米については、やむを得ないと集約したいと思います。承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、軽微変更2件については、やむを得ないと集約いたし

ます。

最後に、内容変更について説明をお願いいたします。

中澤係長。

中澤（農政課）係長 ありがとうございます。

次は、内容変更1件となります。

資料のほうは14ページをご覧ください。

25番、笹賀地区でございます。大豆加工場の内容変更となります。申出地は平成17年に大豆加工場のため農振除外されておりました、当時の申出者でありました〇〇〇〇〇〇〇が会社分割されて、今回の申出者の〇〇〇〇〇〇〇〇が事業を引き継いでいる状況となっております。平成17年当時の計画につきましては、経済情勢の悪化等により中断されておりましたが、今回、建物等の計画を一部変更した上で、大豆加工場を再開する、造るものとなっております。

以上によりまして、除外面積につきましては当初変更なしの2002平米とするものでございます。

説明は以上となります。

議 長 ほかの委員の方で質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。
内容変更1件、2,002平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、内容変更1件については、やむを得ないと集約いたします。
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思っております。
局長。

村山局長 それでは、令和5年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、協議結果の集約を報告いたします。

農家住宅3件、1,966平方メートルについては、やむを得ないと集約しました。

農家分家1件、299.88平米については、やむを得ないと集約しました。

その他18件、3万2,859.17平米については、やむを得ないと集約しました。

軽微変更2件、1,681.02平米については、了承すると集約しました。

内容変更1件、2,002平方メートルについては、了承すると集約しました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

これでこの協議事項を終了いたします。

それでは、松本農業振興地域整備計画の総合見直しの件について、農政課から説明をお願いします。

板花補佐。

板花（農政課）補佐 農政課の板花でございます。農業委員会事務局に在籍中は大変お世話になり、ありがとうございました。4か月経過して、農政課の立場から、また皆さんと松本市の農業や農業行政の前進に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

着座にて失礼させていただきます。

本冊資料の16ページになります。

松本農業振興地域整備計画の総合見直しについてということでお願いいたします。

まず、趣旨でございます。

令和4年度から6年度の工程で進めていますこの整備計画の総合見直しに当たりまして、農用地利用計画、いわゆる青地に関わる見直し候補地の概要について報告いたします。そして、新たに作成します整備計画書、いわゆるマスタープランの変更案についてご意見を伺うものになります。

2番、経過でございます。

令和4年の2月ですね。約1年半前ですけれども、市の農振協並びに農業委員会で総合見直しの方針を説明してございます。

その後、4月に業者と業務委託契約を締結してございます。

5月からマスタープランの見直し、そして農用地利用計画、青地の見直し候補地の選定に着手してきました。地区にも説明を行っております。

そして、1年たちまして、今年の6月、見直し候補地を取りまとめて、箇所図等を作成して、地区の農振協議会に提示して、ご意見をお聞きしてきたところでございます。

3番目、見直し候補地の概要でございます。

こちらについては、再掲ということで、別紙1、別紙2のとおりでございます。

(3)見直し候補地の集計ということですが、地区説明会終了時点でございます。編入関係ないんですが、イの部分、除外関係でございます。1,510筆、714ヘクタールということで、かなり多いように見えますが、

うち6筆は乗鞍地域ですね。こちらのほう、乗鞍高原のゼロカーボンパークを推進するというので、環境先進地域として、今後、小水力発電等の導入を計画しているというようなこともございます。既に公共牧場としての実態がないというようなことで、その開発をするに当たって、青地から除外していかないと開発ができないというようなこともありまして、これが617ヘクタール、かなりの面積を占めているという内容でございます。

それから、ウの軽微変更関係ですが、すみません、ちょっと私、うっかりしておりまして、6筆ではなくて、5筆でございました。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

5筆、190平米ということで、こちらは開発許可不要の農業施設用地、開発許可不要で公共事業ということですので、中身的には県のかん水施設になっているところの軽微変更を総合見直しにて行うという内容でございます。

その下から次のページにかけて、参考ということで、地区の農振協議会の意見などということで、概要を記載してございます。

こちらにつきましては、安曇地区のほうで1筆、営農意欲が高いから、ここは除外しないでほしいというような意見が1筆ありましたので、そこは青地から除外しないということにいたしました。あとの地区は、質問と回答のとおりでございまして、ご覧いただければと思います。

続きまして、4番、マスタープランの変更案でございまして。

こちらが本日の協議のメインになります。素案という形で提示させていただきまして、農業委員会からご意見をいただきながら、さらによい計画書にしていければなという趣旨でございまして。

それから、5番、今後の予定ということでお願いいたします。

同様に、市の農振協議会、8月10日に協議を予定しております。

また、県との協議、地権者同意等、いろいろな手続を経まして、もう一回農業委員会と市の農振協のほうに意見をお伺いして、最終的な県との本協議に入っていきたいと考えております。

最後のところで、ご覧のとおり、事業の完了は来年の秋か冬頃の見込みとなっていて、まだ長丁場でございます。

それでは、18ページをお願いいたします。

こちらは再掲でございまして。18ページ、農振地域整備計画の構成というのは、マスタープランと農用地利用計画から成っているんだと。マスタープランは文書中心ですけども、実施方針を定めたもの、これがマスタープランでございまして。2番目の農用地利用計画、これは青地を1筆管理しているリストになります。

それから、農振地域整備計画は2つあって、総合見直しという工程、おおむね5年ごとに行う総合見直しという工程と一般管理、随時除外というか、そんなような2つの構造になっているということを押さえてください。

19ページは見直し候補地選定基準ということで、こちらにつきましては、6月から7月の地区の協議会で提示して、説明したとおりでございまして。

それから、21ページということで、地区説明会終了時点の見直し候補地

の集計表になります。先ほどご説明したとおり、全体で1,510筆、714ヘクタール余りという内容でございます。ほぼ法定不適当地、山林原野化、その他不適当地というところで占められている内容でございます。

それから、次のページが本日のメインになります。あらかじめお送りしております別冊でマスタープランの新旧対照表といったものがあるかと思えます。こちらを併せてということをお願いしたいんですが、全部はこれ、説明し切れなくて、かなりのボリュームになってございますので、本冊資料の22ページ、23ページ、24ページのポイントというところで、ポイントの中でも絞り込んで、若干説明をさせていただきたいと思えます。

全体的な考え方ですが、この実施方針を定めたマスタープランでございますが、市村合併して、また丈ぞろえができていなかったような文章の言い回し等、多々ございました。相当な年数がもう経過しているわけございまして、合併5町村と旧松本市の丈合わせを図ったり、例えば地区の捉え方を地理的な位置関係、あるいは河川の流域別などに整理して、若干広域化を図ったり、さらに全体的な内容と言ひ回しについては、時点修正を図りつつ、端的で簡素簡潔な表現を心がけたところでございます。

それでは、22ページの第1、一番上のところの第1、農用地利用計画のところでございますが、(1)の土地利用の方向、それから(2)の農業上の土地利用の方向、こちらは時点修正を加えております。

また、(2)のイですね。用途区分の構想というところ、こちら、区分の整理・集約をしております。旧市、島内地区から波田地区までの21区分から、地理的条件、あるいは水系別に、河西部地域、南西部地域、東山南部地域、東山北部地域、四賀地区、安曇・奈川地区、梓川地区、波田地区の8区分に整理しております。こちらが別冊の7ページから15ページということで、新旧対照表の変更前、変更後、かなり集約・整理をさせていただいて、簡潔簡素にしているところでございます。

それから、第2、農業生産基盤の整備開発計画というところの1の(2)農業地域別の土地基盤の整備の方向というところでございますが、都市化の進展状況から、東山部地域に区分していた寿を南部地域として分離しまして、中央部地域の後ろに併記しという内容でございます。こちら、16ページから17ページにかけての概要となります。

それから、第3、農用地等の保全計画の1番、農用地等の保全の方向ということで、それから3番目の農用地等の保全のための活動というようなところ、2つ併せまして、時点修正、時点に合わせて全面的に文書を書き換えてございます。

地域によって農地の集積が進んでいないような状況も見受けられますので、地域計画の策定、推進とか、非農地判断、農地パトロールの強化というようなことで、引き続き適正な農地利用促進ということ。

それから、下のほうに行って、土地利用型経営規模拡大奨励金制度、あるいは農地中間管理事業の活用、市単ですが、遊休荒廃農地対策事業補助金、またインターネットを活用した農地情報の提供等に取り組んでいく。さらに、個人や民間による市民農園の設置推進、野性鳥獣対策の充実等という

形で、こちら、文書を整理しました。

23ページに移ります。

第4、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画というところの1の(1)効率的かつ安定的な農業経営の目標というところでございます。こちら、本市が定める基本構想を根拠として、こちら、基本構想を前面に出したという形にしております。

それから、施策の展開の関係ですが、アとして、企業マインドで地域農業を支える中心経営体の育成、イとして、中心経営体を支える雇用人材の安定確保の2区分で記載してございます。これが23ページから24ページの見直しの考え方になります。

それから、飛びまして、第4の2ですね。農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策というようなところ、こちらは26ページですね。別冊の新旧対照表で26ページになっておりますけれども、記載事項の明確化、区分整理、時点修正というようなことで、従前の5区分から4区分に整理して明確化しております。

ポイントとして、(1)が認定農業者の育成対策、それから(2)農地の集団化・流動化対策、それから(3)農業生産組織の活動促進対策、(4)地力の維持増進対策といったことで、4つの区分に整理して記載いたしました。

それから、飛びまして、最後ですけれども、本体は24ページですね。それから、別冊の新旧対照表では31ページになりますけれども、第6の農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画ということでございます。

第6の1番、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向というところで、時点修正ということですが、地域計画の実現、地域計画という言葉が時点で出てきます。それから、必要な活性化計画等の策定に関する視点を追加してございます。

2番、農業を担うべき者のための支援の活動という部分では、こちらも職住近接ということが言われております。新規就農者、農地は確保できても、住む場所もかろうじて確保できても、作業をするスペース等がなかなかないというふうなこともあります。住生活環境の確保や職住近接の観点からの施策を検討する。

それから、最近言われ出しているのが、兼業農家を含む多様な農業者を担い手として位置づけということで、地域計画と関連しますけれども、地域が認める経営体等に対して必要な支援を検討するというふうなことを盛り込んでおります。

こちら、ちょっと駆け足で説明いたしました。細かい部分は新旧対照表、変更前と変更後を照らし合わせながらご確認いただきたいということでございます。

あらかじめ資料をお送りして、ざっと目を通していただいたとはいえ、文章が膨大なために、本日すぐ意見が出てこないということもあるのではないかと思います。後日でもいいので、また気がついた点があれば、ご意見をいただきたいと思っております。

また、この先、半年ほどまだ先になりますけれども、また最終的なものを農業委員会に提出させていただいて、決定していきたいと考えているところでございます。

青地の1筆を定める農用地利用計画と、あとこのマスタープラン、考え方を文言で示したような内容がマスタープランですが、それが車の両輪となって、この松本農業振興地域整備計画が成り立っておりますので、今回はマスタープランの素案に対して、また何かご意見いただければなというふうなところでございます。

ちょっと全部説明していると長くなり過ぎてしまうものですから、また気がついた点があれば、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、説明がありました。

質疑を行います。発言のある方、挙手の上、お願いします。

では、倉科委員。

倉科農業委員

すみません、別冊資料で頂いたのをちょっと目を通していたんですけども、5ページのところで、新しく「今後は土地改良事業によって整備された施設の老朽化対策として、計画的に施設改修を実施し」云々とありますけれども、これを盛り込んでいただいたことは大変ありがたいと思いますし、確実にこれが実行されることを切に希望しています。

これに関連いたしまして、別冊資料の16ページのところの変更後の6行目以降のところにあるんですけども、「施設の状態を把握するとともに、市内各地区18団体の意向により、受益者と協議し施設改修計画を策定する」というふうにあります。この18団体っていうのは、例えば梓川地区だとか、今井地区だとかっていうふうに地区のことを指すのか。私の認識だと、老朽化している施設って、大半は土地改良区が管理しているものが多いと思います。それが土地改良区がない地域においては、水利組合ですとか、そういった任意の団体が管理していると思うんですけども、この18団体っていうのは何なのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

議 長

お願いします。

板花（農政課）補佐 ありがとうございます。

言葉のとおり、地区ではなくて、土地改良区ないし水利組合というふうなところで、ちょっと今、詳細にカウントはできませんけれども、合わせまして18団体ということで前任者から私、引き継いでおりますので、よろしく願いいたします。

倉科農業委員

ありがとうございます。

改良区さんなりが入っていればいいかと思います。実質的に事業を行った

場合、特別賦課金等を徴収されると思いますので、それはもう改良区じゃなきゃできない仕事になりますので、ちょっと地区に、小堰、小さい用水路については、当然地区で管理しているんですけども、基本的には改良区さんを通した形の事業化というのをやっていただかない限り、ちょっと特別賦課金の徴収ができないことになっちゃいますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長 ほかの方に。
河野委員。

河野農業委員 本冊の22ページから24ページにわたって、マスタープランの見直しの要点、考え方ということで、各項目挙げてありますが、それぞれのところで時点修正ということで、こういうことで変えたよとかいうような変更点についての修正だと思うんですが、この時点修正という言葉、ちょっと新しい言葉で、よく分からないんですが、これは今の時点、今回の変更見直しの時点という意味合いに捉えてよろしいでしょうか。

議長 板花補佐。

板花（農政課）補佐 ありがとうございます。

前回の総合見直しが終わったのが平成28年で、大分もう10年近くたっているというところの中で、こちらのその時点修正というのは、今回の総合見直し、令和4年から令和6年の3年間事業で進んでおります。ですが、この総合見直しのタイミングにおける時点修正ということで、端的に何月何日時点ということではないんですけども、またこの見直し期間中にさらに進むようなことがあれば、またちょっと書き換える部分もあろうかと思えますけれども、今、この3年間の中の言うなれば今の時点というふうに捉えるということをお願いしたいと思います。

議長 河野委員。

河野農業委員 すみません。こちらの新旧対照表のほうで、それぞれの時点で変わっているということでしょうかね。項目の内容ですね。

板花（農政課）補佐 これからまた冬に向けて最終的なものというふうに思っておりまして、また内容が変わるようなことがあればというふうに考えます。

河野農業委員 はい、了解。

議長 ほかに。
河西委員。

河西農業委員

寿地区の河西です。

寿地区で今一番脅威というか、問題だと思っているのが、牛伏川についてなんですけれども、牛伏川のあの河川の底に土砂が年々積もって、それがもうちょっとこれはまずいんじゃないかと、はた目に見ても。そういう状況にあるということを市としても認識していただきたいです。

河川管理者は多分県になると思うんですけども、私、こっちへ来て10年になりますけれども、年々上がっているのがもう目に見えて分かります。営農上の最大の脅威だと認識していますので、どこかに盛り込んでいただければありがたいです。

議 長

板花補佐、特定の場所なんですね。

板花（農政課）補佐 今いただいたご意見、また加味いただきまして、必要な文言、記入するかどうかということも含めて、また検討してまいります。ありがとうございます。

議 長

農地利用マスタープランの中の位置づけの個々の内容だと思いますけれども。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

先ほど説明がありましたように、これから営み、それぞれ続きますので、それぞれの時点でまたいろいろご助言なり、アドバイスなり、質問、意見、お願いしたいと思います。

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

農業委員の方を対象に伺いますが、松本農業振興地域計画の総合見直しについて、ただいま出されました意見を加味して、さらに検討を進めていただくということで、集約するとともに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、そのように承認いたします。

続きまして、協議事項、令和5年度全国農業新聞の普及推進について、事務局から説明をお願いいたします。

中野補佐。

中野局長補佐

農業委員会事務局、中野です。よろしく申し上げます。
着座にて失礼いたします。

本冊資料25ページです。

例年お願いしております全国農業新聞の普及についてになります。

今年度の基本目標、委員の100%購読、年間1人1部以上の普及推進ということになっております。

今年度につきましては、特別普及対策として、委員の方に対して支援交付金があります。普及活動に取り組んでいただいた委員に対し交付されます。詳しくは青いファイル、青いクリアファイルにあります令和5年度全国農業新聞特別普及対策についてというところに書いてあります。

なお、普及活動していただきましたら、毎月の活動記録簿にご記入の上、ご報告をお願いしたいと思います。

委員さんのほかに、購読者についても商品券の贈呈があるそうです。委員の推進活動によって、8月22日から11月20日まで申し込んでいただいた購読者の方につきましては、ある程度継続して購読されまると、全国農業新聞のほうから商品券が贈呈されるそうです。こちらは購読履歴から判断するとのことですので、商品券の申請等は要らない、不要です。

購読の申込書を10月31日の総会の日をめぐりに事務局のほうへご提出いただければと思います。

それから、本日、椅子の上に申込書等を入れたエコバッグのほうをお配りしております。普及活動の際に使っていただければと思っておりますので、ぜひ協力をお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

発言はあるが、そういうことで、我が機関紙だ、この我がメンバーは任期のある限り取っていただく。ご理解の得られる方は、それなりに努力してもらおうということが大原則だと思いますので、よろしいですかね。あんまり長くこれは時間取りたくないのやめます。

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

農業委員の方を対象に伺いますが、令和5年度全国農業新聞の推進について、原案どおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長

ありがとうございました。

賛成多数ということで、本件は原案どおり決定することといたします。

次に、次第にはありませんけれども、報告事項として、松本市の農業課題

の解決に向けたプラットフォームに対する協力についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花（農政課）課長補佐 すみません、次第にはございませんが、お願いしまして、急遽農業委員会のほうで報告事項とさせていただいた次第でございます。

一緒にお送りしました左肩1か所留めの資料ということで、お手元にご準備をお願いします。

松本市の農業課題の解決に向けたプラットフォームに対する協力について（お願い）という内容でございます。

こちら、皆さんご承知のとおり、昨年の農業委員会の意見書に対しまして、農業の様々な課題解決に向けてプラットフォームを立ち上げると、前向きに検討するという回答したことに関しまして、内容がある程度固まってきたので、ご説明をするものでございます。

また、この2月にも議会質問で、コア会議については、委員の人選や予算などの具体化を進め、5年度上半期中に内容等を公表し、早期に設置すると回答しているところでもあります。

意見書に対する市の回答では、生産から消費までをつなぐプラットフォームという呼び方をしていましたけれども、ある程度農業課題を広く捉えることとしまして、様々な課題が解決できる可能性あるプラットフォームにしたいと考えております。

プラットフォームの立ち上げについては、農業委員会のご協力を得まして、市と農業委員会が車の両輪として、共に松本市の振興に向けて頑張っていきたいと考えているところです。

ちょっと書いてないんですが、行政ができることというのは、行政自ら様々な事業を直接行うということは物理的にも不可能ですし、事業の継続性にも問題がある。行政が支える部分、それは人と人をつなぐことであります。あるいは、人と組織、組織と組織をつなぐというところ。情報をつなぐこと、結びつけることによりまして、1足す1が3になったり、4になったりという効果を生むこともあるのではないかとということです。

立場や利害の異なる人や組織を引き合わせながら、協議のテーブルに着いてもらうというような、そういうところで行政のお役立てできるのではないかとこのように考えているところでございます。

それで、この文章のとおりでございますけれども、プラットフォームの設置に向けて、今、準備を進めています。

プラットフォームには、5行目のところですが、まず軸となるコア会議を設置して、会議のメンバーには様々な課題に対する現状認識を持っていただいて、個別課題や地域課題に応じて論点の整理、協議に参加していただける事業者、専門家、農業者等のご紹介、その他の助言をいただいて、課題別プラットフォーム、いわゆる検討部会の発足へ導く役割を期待しております。

については、このコア会議の構成メンバーを貴農業委員会からご推薦いただきたいという内容でございます。

下のほう、コア会議の構成メンバーでございます。

農業委員会からお2人、それから今のところの構想ですが、具体的に動きつつあるんですが、信州大学から2人ほど想定しております。事前の照会で、学術研究・産学官連携推進機構リサーチアドミニストレーション室に所属するUR Aの方、UR Aというのは、横文字ですが、研究者の立場から学内の研究者と企業などをつなぐ役割を担ったお立場の方、つなぎ役の方になりますが、そのUR Aのお2人から前向きなお話は今のところいただいている状況です。

それから、農業者2人、これは現場で前向きに取り組んでいる農業者の方ということで、男性1人、女性1人というふうなことで念頭に置いております。前向きな方、熱心な方ということで、男性の方1名は、ちょっと今、具体的に動きつつあるんですけれども、女性の方、もう一人については、認定農業者である女性の方ですとか、認定農業者の方と家族経営協定を結んでいる方だとか、認定新規就農者ですとか、過去農業振興塾に携わられた方だとか、いろいろなところをちょっと想定はしているんですが、なかなか具体的なところがまだちょっとリストアップできないような状況でございます。ちょっとなかなかどうやって動いていいかなというところが今現在でございます。

委員さんのほうで、地区の中で熱心に前向きに農業に取り組んでおられる女性の方、こういった検討会に加わっていただけそうな方がもしいらっしゃいましたら、ぜひ情報提供をお願いできればなというふうをお願いする次第でございますので、よろしく願いいたします。

あと、行政、市のほうでは、部長と課長がここに加わる予定でおります。

農業委員会の2人ですが、こちらいろいろ言う立場ではございませんけれども、役職、あるいは委員の種別ですね。例えば、農業委員さんだとか、推進委員さんだとかという種別はございます。こういったことにあんまりこだわらずに、現場で熱心に取り組んでいる、職務に取り組んでおられる、前向きで積極的な方というふうなところで推薦していただくのが一番いいのかなというふうに思っております。

いずれにしても、こちらがいろいろ言う立場ではございませんが、ぜひお2人お出しただければなというふうに思っております。

1枚めくっていただいて、そのプラットフォームの体系というふうなところがあります。

3ページ目の別紙1というところがございます。

左のほうにコア会議というものがあって、右のほうに課題別プラットフォーム（検討部会）というようなものがあります。

コア会議において、現状の様々な課題を、テーブルの上で、こんな課題もある、あんな課題もあるというふうなことでいろいろと協議して、どういった課題があるかというふうなことをまず整理していただいて、解決につなげたい具体的な課題が見えてきたら、それに向かって議論に加わってい

ただけるメンバーを、どういう方に加わっていただくかというふうなことも含めて、コア会議で議論をして、課題別プラットフォーム（検討部会）のほうに発展していければなというふうに考えておきまして、コア会議の中で具体的な課題、何をどういうふうにするのかというようなことも含めて、方向性が見えてくるのかなと。

今、先に事務局のほうでこういった課題というふうなことはちょっと控えたいと思うんですが、喫緊の農業課題とか、農業だけで解決できないような課題ももしかしたらあるかもしれないですし、ちょっと雲をつかむような部分もありますけれども、具体的な議論はコア会議のなかで予断を挟まずに議論していただくということで、課題がある程度、1つ、2つ、3つ、もしかしたら4つとか見てきたところで、具体的なプラットフォームに結びつくような形で、人と人をつなぐ。その人材を紹介していただく。専門家を紹介していただくというようなところで、プラットフォームの立ち上げに導いていければなという、そんなところでございます。

それから、今後の予定というか、計画でございしますが、3番目のところですね。何とか8月中に骨格が決められたらいいかなと思っていて、実際、コア会議の開催は9月以降になろうかなと考えております。

今年度中に少なくとも課題1つについては検討部会を発足させて、協議を開始していければなというところでございます。

あと、補足事項で、コア会議と検討部会の関係とか、コア会議の任期というふうなところがありますが、農業委員会の任期等もございしますが、そこまで今は考えずに、とにかく前向きな方を出していただければありがたいかなというところでございます。

最後、報告期限8月10日となっておりますが、事務局と会長さん、ちょっと相談しましたけれども、ちょっと8月10日は厳しいなということでございましたので、盆明けでも差し支えないですし、8月下旬に場合によってはなってしまうかもしれませんが、何とか8月中に骨格が見えてくればいいかなんていうふうに思っているところですので、そんな方向でぜひお願いできたらというところでございます。

ちょっと動き出してみなければ分からない部分もありまして、ちょっと雲をつかむようなところもありますが、方向性についてご説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、とはいっても、任期と費用弁償的なことは事務局的にはどういうふうに考えているのか。

板花（農政課）課長補佐 これは農業委員会の職務の中でご協力いただくというふうなことになりまして、職員、委員さんも含めた職員、あるいは特別職の委員さん、特別職の職員という中では、職務の中でというふうに考えております。

ただ、外部から来る方ですね。信州大学さんとか一般の農業者の方は、これは日当的なものは当然措置をすべきだと思っております。

議 長 任期の関係も、さっき補佐が言った……

板花（農政課）課長補佐 すみません、任期については、まだ詳細を規定する要綱等は、動き出して、形がはっきり見えてきてから組み立てていけばいいかなという、先に応募要領をがちがちでやってしまうと、身動き取れなくなってしまうといけないということで、動き出してやってみて、その実績を元に要綱、要領というふうなことを考えております。

今の2年の予定ですが、農業委員会については、来年8月改選というふうなことはもちろん、そこら辺はもちろん把握はしておりますが、2年という中でお願いしたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。

ただいまコア会議について説明がありましたが、質問、意見等ありましたら、お願いします。

じゃ、柳澤委員。

柳澤農業委員 このプラットフォームの体系というこの図を見ていますと、コア会議で課題を幾つか、幾つ出るか分かりませんが、出していただいて、その課題ごとに検討部会とありますけれども、個別のプラットフォームを組織していくということですよ。

それで、コア会議のほうは、今、任期の話がありましたけれども、農業をめぐる課題について、優先順位をつけながら取り上げることは可能かと思えますけれども、個別検討部会というのは、それを要するにアクションまで取っていく部隊なのか。つまり、ある課題について、組織の役割と活動というのがあって、そしてそこでいろいろ実施計画までつくって、それでおしまいなのか。実際には課題を解決するためには、それにアクションが結びついていかないと課題解決にはならないと思うんですよ、内容にもよりますけれども。

そうすると、この課題別プラットフォームというのは、場合によったら2年では終わらないと。つまり、アクション計画に対しても、アクションに対しても足を踏み入れていくということになると、それが実際に動き出すまでには、課題においては相当やっぱり年月が必要なような課題も出てくると思うんですね。その辺はどう考えているんでしょうか。

議 長 板花補佐。

板花（農政課）課長補佐 課題別プラットフォームにつきましては、当然頭で考えているだけで終わりということではなくて、実際動いていただけるような事業者の方ですとか、場合によっては、その中心を担っていただく方ですね。こちら、例えば公募というふうな考え方も持っておりますけれども、いわゆる主になってやっていただけるプレーヤー的な存在の方ですとか、そういった

方々をいろいろな情報網で、コア会議のメンバーの方々や、大学の関係者、あるいは異業種分野の方も含めて、いろいろな情報をいただきながら、実際主になってやっていただける方にぜひその部会に入ってもらって、アクションを起こしていく。

ですので、こちら、ある程度課題別プラットフォームは、そのやっていただける方が、あるいは協力者の方々も含めて、行政の支えも当然必要なんですけど、主体的に動いていただくようなことも想定しながら、年数ですね。期限、任期というようなことにこだわらずに、解決の方法が見つかるまで、とことん議論していただいて、アクションに移していくというふうなところを今のところ想定していて、コア会議の任期というのは2年というのは、あくまでコア会議の話で考えていて、課題別プラットフォーム（検討部会）については、まだ、扱う課題、取り上げる課題、議論する課題に応じて集まるメンバーも代わるし、アプローチも違って来るし、そこはちょっと動き出してみないとはっきり分からない部分かなど。今の時点で、こんなイメージだというようなはっきりとしたものは説明できないんですが、とにかくアクションに結びつくような組織にしていくべく努力していくということだと思います。

柳澤農業委員 具体的なアクションにつながるまでは、その検討部会のほうで、やはりそれが複数年かかろうが、取り組んでいくという、こういう位置づけでいいんですね。理解で。

板花（農政課）課長補佐 少なくともアクションに結びつくまでに持っていかないと意味がないことかなと思いますので。

柳澤農業委員 そのときにですね、すみません。こういうコア会議なり、あるいは、とか、そこ関係した検討部会というのは、行政の中でどういう位置づけになるんですか。ちょっとそこら辺が具体的に覚えてこないもんですから。

板花（農政課）課長補佐 あくまでも行政は前面には出ませんので、主になってやっていただける方、あるいはその周りの協力者、応援者の方、主体性を持って動いていただけるように、市のほうとしては、先ほど申しましたとおり、有利な補助事業ですとか、あるいは他市町村の成功事例とか、様々な有益な情報を提供するとか、人と人をつなぐとかというふうなところで市のほうは支援を考えているところがございます。

ですから、メインでやっていただける方は、当然当事者であり、当事者の所属する組織でありというふうにご考えております。

議 長 どうですか。

柳澤農業委員 実際には、個別の計画をつくり、そこにいろいろな予算なんかも張りつけるときに、それが市の活動の中でどういうところに位置づけられるのかと

というのがちょっとイメージできなかつたもんですから。

ただ、本当に地に足のついたような検討部会になるのかどうかというところがいま一つちょっとよく分からなかつたんですね。

議 長

補佐、またちょっと上席とその位置づけをはっきりして、社会的の組織の中にどういうふうな位置を持って、どういうふうなことをやるのか、もちろん出発した後でもいいんだけど、まだおぼろげな中でも、そこだけは確立するとなつた中で、成果を得るような方策をまた取ってください。ということですよ。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

これ、本当に雲をつかむような話の中で、でも出発は我々ですからということ、それぞれ地域の中の総合的な解決策を見ていこうじゃないかということが去年の意見書の中での出発点だと思いますので、そこでお願いします。

それと、この委員会の2名の選出方法なんですが、板花補佐の話の中に出てまいりましたけれども、役でくっつけるということはやめようと思っています。それで、真っ先、今の話を伺つた中で、またそれぞれ帰っていただいた中で、ぜひやりたいというような希望がある方は事務局のほうへ申し出てください。それで、それがまた、その中でまた事務局と私と窪田代理のほうで、そこ、ちょっといろいろ検討させていただきたいと思いますし、前段でも申し上げたとおり、役とか位置とか、そういうことは全然こだわりませんので、ぜひその辺をお含みおきいただきたいと思います。その辺はまた任せていただきたいと思いますので、この農業委員会のその2名の出し方もそのように考えております。

それで、また後ほどお話になるかどうか、アンケート用紙もこれ、14日に皆さんからそれぞれまた振り返りながら、提案も含めた中での出してもらつております。大体その辺の、14日くらいの期日に、それも含めて、もし希望のある方は出してください。その後、具体的な選考というか、またお誘いをしたいと思いますので、お願いしたいと思います。それが、当農業委員会のこの2名のお願いする立ち位置です。

今の私の発言も含めて、この件について何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

これは報告事項ということですので、今、それぞれ農政課から説明があつた内容について、それぞれ質疑の内容もそうですけれども、ご承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

次に、報告事項、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

中野補佐。

中野局長補佐

本冊資料31、32ページになります。

31ページ、7月の報告です。

今月は、各ブロックにおきまして利用状況調査関係の研修会を開催していただきました。

次、32ページ、8月の予定です。

8月15日、松本市平和記念式典に、こちら、会長に出席していただく予定です。

それから、21日なんですけど、こちらの表には、32ページの表には載っていませんけれども、地域計画に関しまして、地域計画策定推進研修会というのが松筑建設会館で13時半から行われる予定です。こちらは会長と代理に出席をお願いしているところでございます。

24日、農地転用現地調査、今回の担当委員さんは三村委員さん、二村委員さんをお願いいたします。

それから、一番最後、8月31日ですが、こちらは移動農業委員会ということで、四賀地区で、四賀支所で行います。バスで移動したいと思っておりますので、バス乗車される方は、松本市歴史の里駐車場に8時40分に出発をしたいと思いますので、お時間間に合うようお願いいたします。なお、本日、出席の報告いただくようになっておりますので、お帰りになる際までに入り口のかごに入れていただければと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

それぞれ今、補佐のほうから説明がありました。

この件について何か。

[質問、意見なし]

議 長

また四賀の皆さん、お世話になりますが、お願いしますね。

久保農業委員

お待ちしております。

議 長

ということで、こぞってお願いします。

それと、先ほど一旦私、フライングしちゃったけれども、このアンケート用紙とその県の内容もちょっと話してください。

中野局長補佐

本日お配りした書類の中に、アンケート調査回答表と茶封筒を机の上に置

いておきました。

こちらなんですけれども、来年の次期改選を控えておまして、これまでの事務局の運営等を振り返って、今後の再考にしたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いします。

こちら、8月14日までということをお願いしています。今日書いていただく方は、またあのかごに入れていただければと思いますし、おうちに帰って書いていただくという方は、茶色い封筒に入れて、地域づくりセンター等を経由して送っていただければと思っております。お願いします。

議長 それと、長野県の大会、11月21日にあるんですが、それぞれ資料もっていますし、内容について、また県的なものについて何か皆さんのほうからあったら、また併せてお願いしたいと思えます。
この案件について何か意見、質問、よろしいですか。

[質問、意見なし]

議長 それでは、次に地域計画について、事務局から説明をお願いいたします。
局長。

村山局長 この地域計画の策定に当たっての委員さん、推進委員さんのそれぞれの地区でのご協力についてはお願いをしているところです。

それで、前回、6月の定例会のときに、JA松本ハイランドのほうには、JAと市の取組への協力をお願いしますということで、しましたというお話をしたところ、あづみ農協もありますということで、改めてJAあづみのほうにも話をしたところ、こちらのほうも協力していくというふうにご快諾といたしますか、をいただきました。

既にそれぞれの理事の皆さん、大半が安曇野市の管内になりますが、こちらから梓川、安曇、それから奈川というふうには、あづみ農協管内のそちらの理事の方にはそれぞれ取組について協力をしていくようにというお話をさせていただいているようです。

梓川のほうは、既に策定の予定、動き始めているようですし、あと、それから奈川のほうも、これから橋本委員さん、それからJAの理事と、担当の理事の方という皆さんに取組についてお願いをしていく予定でございます。

それから、ほかの地区の皆さんにつきましても、目標地図の作成等、いつから取りかかっていくというようなことございましたら、こちら、事務局のほうへご連絡をいただければ、日程の調整等いたしますので、よろしくお願いしたいと思えます。

以上です。

議長 すみません、ここで農用地最適化の推進に関する情報交換、山辺ぶどう現地視察会について、中川委員長。

中川農業委員

中川です。

2センチぐらいある分厚い資料の中から一番薄いのを選んでいただいたらいいです。

今日のこのマスタープランの中で、今後の方向性というふうなことで、規模拡大を図る担い手農家、兼業農家とか、何かいろいろありますけれども、これ、全くそのとおりでございまして、山辺のブドウ地区、地域も、既存の担い手だけでは、もう今後、受け切れない。農地がいっぱい出てくるといようなことで、そういう事情があります。

片や一方では、いろいろなところで新規就農を募集していたりとかもしていて、特に首都圏では、農業フェアとか何かいろいろありますよね。ところが、ここ数年、コロナ禍で、何でもオンラインになっちゃって、対面で話をする機会というのが本当になかったみたいなんですよね。農業農村支援センターの人も言っていましたけれども、何せ最近は相談に来る人があんまりいない。

1つ目は、コロナ禍で、なかなか大変、難しいといようなこともあったようなんですが、だったら、もう地域、自分たちでやっちゃえといようなことで、もう発想はそれだけです。地域で、もうおいでと。やりたい人おいで。こういうようなことで、7月23日に山辺ぶどう現地視察会というものをやりました。

市役所の農政課の担い手担当、それからハイランド農協の営農企画課、それから農業農村支援センター、いろいろな媒体でこのチラシを宣伝してもらって、当日、15人の方が来ました。東京とか、三重県とか、松本に住んでいる人とか、15人来ました。年齢でいえば、一番若い人で22歳、一番年上の方で59歳。それぞれそれなりの思いがあって、ブドウをやりたいという人もいましたし、農業って何ぞやっていう、そういう温度の方もいらっしゃいましたけれども、現地を見ていただいて、こっちの産地の都合とか、事情とか、問題点とかをお話しして、片や一方では、いろいろききたいこと、質問したいことなんかも、いろいろと質疑応答の時間なんか取ったりして、それなりにお互いにいい機会だったという印象を持ちました。

この中で、15人の中で、この先1年、2年の間に何人かでも、山辺でブドウを作ってくれる人が出てくればいいなという思いです。そんな思いで、午前中に担い手とちょっと話をしたんですけれども、参加者の中の1人が、支援の仕組み、もうちょっとよく教えてくれという電話がかかってきたといようなことがあったようです。

要はそういうことですので、こんなことをやらせてもらいましたという報告させていただきました。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

これだけ手応えあって、またこういうような地道といつか、活動をしてい

けばというふうな感じもします。

ただいま中川委員長の発言の中で、何かあったらお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

じゃ、それぞれまた機会を設けて、またこういう話をすれば、また違った輪が出てくるんじゃないかと思えますし、また1つの我々の役目ではないかというふうに感じます。

お疲れさまでした。またお願いします。

それでは、支援センターの方がまだ見えていませんので、事務局からの連絡事項をお願いします。

中野局長補佐

事務局からですが、先月の総会のときに、太陽光発電の条例に関する担当課からの説明が7月の総会で差し上げるというお話だったかと思うんですが、9月の総会のときに環境地域エネルギー課のほうから皆さんに説明をさせていただきたいという連絡がありましたので、9月の総会のときに説明をしたいと思います。

あと、今日、総会の後に情報・研修委員会と農業振興委員会ありますが、情報・研修委員会は農業委員会室、農業振興委員会はこちらの会場でそのままやっただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議 長

じゃ、田中さん、いいですか。お願いします。

田中主事

すみません、先に。

その他ということで、タブレットの研修、皆さん大変ありがとうございました。

今日もやってみたんですけれども、なかなかうまくいかないことがありましたので、ちょっと5点ほど、すみません、お伝えしたいことがあります。

まず1点目、7月21日の夕方なんですけれども、全国の管理者権限で、一定ルールに沿わなかったアプリが一斉に削除されてしまうということがありまして、その際に、音声録音アプリだとか、グーグルカレンダーが消されてしまったんですね。もしそれを使っていて、すごく不便だよという方いらっしゃったら、こちらでちょっと一手間変えますと、任意のアプリを足すことができるので、ちょっと声をかけていただければと思います。

すみません、2点目です。現地確認アプリは、基本的に地図、そのアプリの地図を見れば、現地確認できるという前提だったんですけれども、今まで配っていた地図をデータで落としたいなあってずっと思っていた中で、最初に話をしたアプリが削除されてしまったということで、西部ブロックの皆さんは、各端末に全部地図を落としましたんですが、その次のブロックから、ちょっと急な出来事だったので、慌ててしまって、どのように地図を見ていただくか、ちょっと対応がばらばらしていたんですけれども、今日、統一して、こういう方法で地図を見ていただきたいというのをお手元に配

ってあります資料にですね、最初に考えていたのは、皆さんのタブレット1台ずつに地図を一個ずつ落としていくという方法を考えていたんですけども、今、最新の提供方法としては、ホストのところにたくさん全地区の地図を落としておいて、それを皆さんが見れるようにメールで招待するという方法で、私、今ちょっとeメールで皆さんに招待状をずっと総会の間送っていましたので、もう既にメールは届いております。また、見方は色をつけて資料をお配りしていますので、その方法をやっていただいて、各地区の地図を見ていただければと思います。よろしくお願いします。

すみません、3点目、タブレットの電源なんですけど、長時間入らないと、これまた全国のほうでちょっとシステムを落とすというような制御が入るそうなんです、大体300時間が目安ですけども、300時間以上電源が入らないタブレットがないように、できれば日常から電源を入れたまま充電して保管していただければと思います。日常的なご利用にぜひご協力ください。

あと、4点目、すみません。ブロック会議で十分なお話ができませんでしたので、私のほうで時間を9月に数日用意しまして、入力補助ということで、皆さんとまたじっくりお話しできるような時間をつくりました。ご利用したければ、ぜひお願いしたいですし、無理にというお話ではありませんけれども、ぜひご連絡いただければ、時間と場所を確保して、一緒に入力していきたいなと思いますので、事前にご連絡いただければ、そういったことも対応させていただきます。よろしくお願いします。

最後に、ちょっとなかなか難しいお話になっちゃうんですが、アンドロイドのバージョンというのがありまして、12というのが最新なんですけれども、これになってないことで、ちょっと今日のブロック会議でも、うまく現地確認アプリが動かないという方がいらっしゃいました。12というバージョンになっている方もいれば、なってない方もいるんですけども、バージョンアップの作業がすごく時間がかかるんですよ。半日から1日ぐらいかかってしまいますので、できれば私、皆さんのタブレットを操作してやっていきたいなと思っているんですが、総会の機会なんかで、ちょっとこれから来月、また再来月の総会なんかで、ちょっとタブレットをお借りして、操作して、お返しして、おうちでゆっくりアップデートしていただくというようなことを次の総会から考えていますので、そちらもよろしくお願いします。

すみません、たくさんお話ししましたが、以上です。

議 長

ということで、たくさん分からないっていうことだね。

それぞれまた田中さんはじめ、事務局の皆さん、また親切なその辺、対応をよろしくお願いします。分からなくなったら、電話で聞いてみて、来てもらうなり、来るなりして、またお願いしたいと思います。

じゃ、すみません、お願いします。寺戸補佐、お願いします。

寺戸（松本農業農村支援センター）課長補佐 お世話さまです。松本農業農村支援センターの

寺戸です。

私のほうから情報提供、今月のものとして、ホチキス留めのものとリーフレットをお持ちいたしましたので、ご確認いただければと思います。

1つなんですが、リーフレットのほうをご覧ください。

女性活躍について関するアクションプランということで、以前に情報提供させていただきました県の第4期長野県食と農業農村振興計画において、女性活躍に関する施策等を関係者が一体となって着実に実現するための取組というものをアクションプランというこのリーフレットとして載せております。すみません、この緑のですね。すみません、こちらになります。

今年度から、食と農業農村振興計画と同じく5か年のものとなっております。5か年で目指すべきものを表しております。

アクションプランの基本方向としては、3つの柱で、1つが経営参画、2つ目が社会参画、3つ目が地域固有の食や文化の共有の発信という、この3本柱で女性の活躍を進めていくというようなことで今年度から取り組みたいと思っております。

また、詳細はご確認ください。

すみません、2点目ですけれども、今月気象表ということで、2ページをご覧ください。

7月22日頃に平年よりは遅く、昨年より1日早く梅雨明けしたと見られております。こここのところ高温が続いております。1か月予報でも、引き続き気温が高くなる見込みということで、県のほうでは、支援センターで今日、明日には高温に関する技術対策ということで、市や農協と関係機関の皆様へ発出することとなっておりますが、本日、申し訳ありません。この技術対策については間に合わなくて、添付することができませんでした。申し訳ありません。

技術対策、現状ですね、出穂に水稻等は入ってきているかと思いますが、水利条件の範囲内ということで、そちらの2番のところに四角の枠の中にも記載させていただきましたが、中信平土地改良区連合の用水確保の現状としましては、取水制限は今のところ継続中ということで、引き続き節水をお願いしたいということです。ですので、水利条件の範囲内ということにはなりますが、かけ流しや夕方から夜間のかん水等で地温の低下を図っていただければと、出穂から3週間ぐらい続くような予想の場合、お願いしたいなと思います。

また、大豆や野菜等でも、葉っぱが反ってきているとか、しおれてきているというようなことで、施設野菜なんかはかん水もしているんだけどもという、そのような状況が見られてきておりますし、果樹についても、日焼け果等が出てきていて、支援センターで行っている熟度調査の中では、果肉せん孔に今ところやっぱりなってきているというような状況です。

野菜等でも、尻腐れ等、カルシウム欠乏のような生理障害なども出てきております。

今後、まだ高温が続く場合、着果不良、日焼け等がまだ出てくるかなというようなことも心配されますので、遮光やかん水、換気等、お願いしたい

と思います。

3番の主要農作物の生育状況につきましては、また、先ほど果樹の熟度調査についてお話しさせていただきましたが、ほかのものにつきましても、全般的に生育としては平年並みからやや早い進捗ということで、多分先月と同じような状況になっております。

詳細については、それぞれご確認いただきたいと思います。

先月まで熱中症対策についてのお話をさせていただいているんですけども、やはりこのところ体調を崩したりする方も出てきておりますので、引き続き農作物の高温対策もですが、生産者の皆様の熱中症対策についても気をつけていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

議長 ありがとうございます。
皆さんのほうから何かありますか。

[質問、意見なし]

議長 それでは、全体を通しまして委員の皆さん、何か質問、意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
以上で本日の案件は全て終了しました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 25番

議事録署名人 26番